



令和2年 (2020年) 6月5日(金)

No. 15185 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971  
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

☆IoT/5G時代の標準必須特許の活用と対応 第1回  
FTC v. Qualcomm裁判の概要とその影響 …… (1)

# IoT/5G時代の標準必須特許の活用と対応 第1回

## FTC v. Qualcomm裁判の概要とその影響

東京工業大学  
弁理士 小林 和人

### 1. はじめに

近年、第4次産業革命によるsociety5.0のスローガンの下で、AIやIoTを活用した商品やサービスなどの新規事業が生まれてきている。IoTは、これまでインターネットに接続されていなかったデバイス等から収集したデータを統合、分析、加工して他のデバイス等につなげる技術である。また、移動体通信

技術の5Gも市場投入の時期を迎え、その特徴である広帯域・低遅延を活かしたIoTシステムでの本格的な活用が期待される。そこで、本連載は、これらの標準技術が産業を牽引するIoT/5G時代において、特許権者は標準必須特許(以下、必須特許)をどのように権利活用していくべきか、また、特許実施者は必須特許の権利行使に対してどのように備えるべ

TH総合法律事務所は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH総合法律事務所の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。

 TH総合法律事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail [jun14dai@gmail.com](mailto:jun14dai@gmail.com)